

令和 2 (2020)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務職員の役割

(1) 県税予算

令和 2 (2020) 年度の県税収入は、税率引き上げによる地方消費税の増収が見込まれる一方で、米中貿易摩擦の影響等による法人二税の減収が見込まれることなどから、当初予算 2,500 億円（前年度当初予算比 98.4%、40 億円減）を計上した。

(2) 県財政

令和 2 (2020) 年度当初予算は、令和元年東日本台風による被害からの復旧・復興、「政策経営基本方針」に基づく重点事項の積極的な推進に取り組むほか、「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）」を推進すべく、前年度当初予算を 4.0% 上回る 8,373 億 7 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 29.9% を占め、諸施策を実施する上で貴重な自主財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識して、課税対象の把握、徴収率の向上及び収入未済額の縮減に努め、県税収入の確保に全力で当たらなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

(5) 異常気象・大規模災害時における対応

税務職員は、異常気象時における土木事務所の応援要員として活動するとともに、大規模災害の発生時には、災害対策支部要員としての役割を担うことから、常日頃から災害に対する危機意識を持って災害対応に当たる。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により組織の総合力を最大限に発揮し、複雑・多様化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、習熟度に応じて職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成を図るとともに、中堅職員との意見交換の機会を確保し、組織全体の執行力向上に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、業務改善への意識を高め、迅速で効率的な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏えいを防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

エ 税務情報等を有するハードディスク等の管理については、リース先への返却時に職員がデータ廃棄に立ち会うなど、情報流出防止を徹底する。

(3) ICTの活用

ICTを効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、法人二税の電子申告・電子納税及び自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用率向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の広報を積極的に行うとともに、寄附者の利便性の向上や魅力ある返礼品の拡充を図り、ふるさと納税の促進に努める。

(6) 収納チャネルの拡大

スマートフォン収納の導入等、収納チャネルの拡大を進め、納税者の利便性の向上と納期内納付率の向上に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 「課税事務マニュアル」を活用するほか、経営管理部フォルダ内にある情報交換制度の活用による事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

エ 地方税法第48条の徴取引受及び市町への併任支援を実施することにより、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

オ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告や合同搜索等の滞納整理の取組を強化する。

カ 収納管理事務は税務事務の基本であり、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合や支払遅延に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 法人調査課においては、太陽光発電事業法人・外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

(4) 特別整理担当に関する事項

ア 市町への併任支援を重点的に実施し、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

イ 市町と緊密に連携し、合同搜索や不動産公売等の専門性の高い支援を実施する。

ウ 滞納整理の手法に関する課題別会議等を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの向上に努める。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関との連携や不正軽油110番の活用による情報収集などを通じ、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で臨む。

ウ 担当者研修会の開催による職員の調査スキルの向上や、事務所間の事務処理方法の統一化を進めるなど、軽油業務全般に係る執行力向上に努める。

4 税制改正等に対する適切な対応

- (1) 法人事業税について、特別法人事業税（国税）の創設に伴う税率変更や電気供給業に係る課税方式の見直しがあったことから、改正内容を習熟して、県民等からの問合せに的確に対応する。
- (2) たばこ税について、本年10月に製造たばこの税率が引上げになることから事務処理に誤りがないよう留意する。
- (3) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、的確に税収額を見通し、その確保に努める。
- (4) 感染症等の発生や大規模災害時において、平時の業務遂行に困難が生ずる恐れがある場合には、栃木県業務継続計画に基づき行動するとともに、納税が困難な者等の置かれた状況に十分配慮して、納税の猶予を図るなど適切に対応する。